Q&A (人権委員会設置法案等について)

平成24年11月9日に人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。新たな人権救済機関の設置に関しては、これまで様々なご意見やお問い合わせが数多く寄せられましたので、両法案に関し、幾つかの点について、一問一答の形でご説明をさせていただくこととしました(なお、両法案は同月16日、衆議院の解散により廃案となっています。)。

(人権擁護局)

【総論】

- Q 1 国会提出に至る経緯は、どのようなものなのですか。
- ∥Q2 なぜ、新たに人権委員会を設ける必要があるのですか。
- ■Q3 人権委員会が設置されると、何ができるようになるのですか。
- Q4 人権侵害事案は法務省の人権擁護機関でもほとんど解決できており,新たに人権 委員会を設ける必要はないのではありませんか。
- Q5 人権侵害には個別の法律で対処できるのであり、新たに人権委員会を設置する必要はないのではありませんか。
- Q6 人権侵害事案は、裁判で解決すればよいのであり、新たに人権委員会を設置する 必要はないのではありませんか。

【第一章 総則】

- Q7 設置法案が定める「人権侵害行為」とは、どのようなものですか。「人権侵害行 為」の定義は曖昧ではありませんか。(設置法案第2条関係)
- Q8 「人権侵害行為」を禁止することは自由な言論の弾圧につながるのではありませんか。(設置法案第2条関係)
- Q9 外国政府を批判したり、外国人参政権への反対意見を述べたりした場合、外国人がそれを「人権侵害行為」だと申出をすると、人権委員会は「人権侵害行為」だと認定するのではありませんか。(設置法案第2条関係)
- Q10 設置法案第2条第2項の規定に違反する行為(識別情報の摘示)とは、どのような行為ですか。その行為を禁止することは、表現活動の自由を不当に取り締まることになったり、表現活動を萎縮させたりすることになりませんか。(設置法案第2条関係)

【第二章 人権委員会】

- ||Q11 人権委員会を三条委員会とするのはなぜですか。(設置法案第4条関係)
- Q12 三条委員会では、権限が強すぎるのではありませんか。(設置法案第4条関係)
- Q13 人権委員会は、任意の調査しか行わないのに、三条委員会とする必要があるのですか。(設置法案第4条関係)
- Q14 人権委員会を三条委員会として設置すると、人権委員会をチェックする機関がなく、人権委員会が恣意的な判断をしたり暴走したりするのを止めることができなくなるのではありませんか。(設置法案第4条関係)
- Q15 人権委員会を法務省の外局として設置することとしたのはなぜですか。(設置法案第4条関係)
- Q16 人権委員会の所掌事務である人権啓発とは、具体的にどのようなものですか。 公務員を対象とした研修も含まれるのですか。(設置法案第6条関係)
- ■Q17 人権委員会は、どのような国際協力を行うのですか。(設置法案第6条関係)
- Q18 人権委員会の委員長及び委員を国会(衆議院及び参議院)の同意を得て任命する こととしたのはなぜですか。(設置法案第8条関係)
- Q19 人権委員会の委員長や委員に外国人が就任することはないのですか。(設置法案 第8条関係)
- Q20 人権委員会の委員長や委員の任命要件が曖昧であり、その時々の政権によって 恣意的な人選が行われるのではありませんか。(設置法案第8条関係)
- Q21 人権委員会の事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととしたのはなぜですか。(設置法案第15条関係)
- Q22 人権委員会の事務局の事務を法務局・地方法務局に委任することは、人権委員会の独立性を損なうこととなるのではありませんか。(設置法案第15条関係)
- Q23 設置法案第19条には、「内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出」が規定 されていますが、どのようなことをするのですか。(設置法案第19条関係)

【第三章 人権救済手続】

- Q24 人権委員会は、どのような場合に人権相談に応じてくれるのですか。(設置法案 第20条関係)
- Q25 人権委員会は、どのような場合に人権救済手続を行うのですか。(設置法案第2 1条関係)
- Q26 人権委員会は、公権力による人権侵害行為のみを取り扱えばよく、私人間の人権侵害行為まで取り扱う必要はないのではありませんか。(設置法案第2条,第2 1条関係)
- Q27 人権委員会は、どのような調査を行うのですか。令状なしに、家宅捜索をしたり、 証拠を差し押さえたりすることができるのですか。また、調査の不協力には、罰則 があるのですか。(設置法案第22条関係)
- Q28 人権委員会が行う調査は、任意の調査に限られるとされていますが、公務員による人権侵害事案では、行政機関が調査に協力しなくなってしまうのではありませんか。(設置法案第22条関係)
- Q29 人権委員会は、人権侵害行為があったとき、どのような対応を行うのですか。 人権委員会は、人権侵害行為をした人を摘発して処罰するのですか。(設置法案第24条関係)
- Q30 人権委員会は、人権侵害行為があったか否かをどのように判断するのですか。 また、その判断を公正に行うことができるのですか。(設置法案第24条関係)
- Q31 人権委員会は、人権侵害行為による被害の申出をした人の主張だけ聞いて人権 侵害行為か否かの判断を一方的に行うのではないのですか。(設置法案第24条関係)
- Q32 人権侵害行為があったと認定して勧告等を行ったが、その後、同一の事案について裁判所の判決でその行為は違法ではないとの判断が示されたような場合、人権委員会の判断は、どうなるのですか。(設置法案第24条関係)
- Q33 人権委員会は、公務員による人権侵害行為については、どのような措置を行う ことになるのですか。(設置法案第25条ないし第27条関係)
- Q34 人権委員会は、設置法案第2条第2号の規定に違反する行為(識別情報の摘示) については、どのような措置を行うことができるのですか。(設置法案第28条関係)

- Q35 人権委員会が調停・仲裁を行うことができることにしたのはなぜですか。どのような場合に調停・仲裁を行うことになるのですか。(設置法案第29条ないし第43条関係)
- Q36 人権調整委員とは何ですか。人権擁護委員とは違うのですか。(設置法案第31 条関係)

【その他人権委員会設置法関係】

- Q37 法務省は、人権委員会を設置することで、組織を拡大させたいだけなのではあり ませんか。現在の法務省人権擁護局はどうなるのですか。
- Q38 法務省の役人が天下りをするために新たな組織を作ろうとしているのではありませんか。
- Q39 人権委員会の調査, 判断, 措置等に不満がある場合には, どうしたらよいですか。
- Q40 この法案では、かつての法案にあったマスコミ条項の導入が見送られていますが、マスコミを不当に優遇しているのではありませんか。
- Q41 人権委員会は、5年後に、強大な権限を有する組織に変えられてしまうのでは ありませんか。(設置法案附則第3条関係)

【人権擁護委員法一部改正関係】

- |Q42||人権擁護委員法については,どのような点を改正するのですか。
- ∥Q43 人権擁護委員と人権委員会の委員長<u>及び委員は違うのですか。</u>
- ||Q44 外国人も人権擁護委員になることができるのですか。(改正委員法案第5条関係)|
- Q45 外国人に地方参政権が付与されることになれば、外国人が人権擁護委員を委嘱 されることになるのですか。(改正委員法案第5条関係)
- Q46 人権擁護委員の資格要件を日本国籍を有する者としないのはなぜですか。(改正 委員法案第5条関係)
- Q47 法律, 医療, 心理又は教育等の専門的な知識経験を有する適任者について, 例外的に市町村長の推薦した者以外の者からも人権擁護委員を委嘱することができることにするのはなぜですか。(改正委員法案第5条)

- Q48 人権擁護委員について,国家公務員法適用排除規定(現行委員法第5条)を削除し,非常勤の国家公務員と位置付けることとしたのはなぜですか。近時の国家公務員人件費削減の政策に反することになるのではありませんか。(改正委員法案第7条関係)
- Q49 人権擁護委員は、人権救済手続にどのように関与するのですか。何が人権侵害 行為に当たるかについて、人権擁護委員が恣意的な判断をすることはありません か。(改正委員法案第9条関係)
- Q50 人権擁護委員に守秘義務はあるのですか。(改正委員法案第10条関係)

Q&A (人権委員会設置法案等について)

平成24年11月9日に人権委員会設置法案(以下「設置法案」といいます。)及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案(以下,同法律による改正後の人権擁護委員法を「改正委員法案」と、同法律による改正前の人権擁護委員法を「現行委員法」といいます。)が国会に提出されました。新たな人権救済機関の設置に関しては、これまで様々な御意見やお問い合わせが数多く寄せられましたので、両法案に関し、幾つかの点について、一問一答の形で御説明をさせていただくこととしました(なお、両法案は同月16日、衆議院の解散により廃案となっています。)。

(人権擁護局)

【総論】

Q1 国会提出に至る経緯は、どのようなものなのですか。

検討の経緯は次のとおりです。

①平成8年人権擁護施策推進法の成立②平成9年人権擁護推進審議会の設置③平成13年人権擁護推進審議会の答申④平成14年人権擁護法案を国会に提出

⑤平成15年 人権擁護法案が廃案

⑥平成22年6月 法務省政務三役が「中間報告」を公表⑦平成23年8月 法務省政務三役が「基本方針」を公表⑧平成23年12月 法務省政務三役が「法案の概要」を公表

⑨平成24年9月 政府が設置法案等を閣議決定⑩平成24年11月 政府が設置法案等を国会に提出

→もっと知りたい方はこちら

新たな人権救済機関の設置に関する検討の経緯は、次のとおりです。

- (1) 人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)に基づき,平成9年,人権擁護 推進審議会が設置され,法務大臣の諮問により,人権が侵害された場合における被 害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議が開始されま した。
- (2) 人権擁護推進審議会は、平成13年5月、新たな人権救済制度の創設について、同年12月、人権擁護委員活動の活性化について、それぞれ答申を行いました。
- (3) 政府は、上記答申に基づき、平成14年3月、「人権擁護法案」を国会に提出しましたが、同法案は、平成15年10月、衆議院の解散により廃案となりました。なお、平成17年には、民主党から、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が国会に提出されましたが、これも、衆議院の解散により廃案となっています。
- (4) 平成22年6月22日,法務省政務三役は、それまでの検討の結果をまとめ、「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」を公表しました。

- (5) その後,「中間報告」により示された方向性に基づき法務省内で検討を重ね,平成23年8月2日,法務省政務三役は,「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」を,また,同年12月15日には,「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」を,それぞれ公表しました。
- (6) そして、法務省において法案化の作業を進め、平成24年9月19日、政府は、 人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案を閣議決定し、同 年11月9日、国会に提出しました(両法案は、同月16日、衆議院の解散により 廃案となりました。)。

■Q2 なぜ、新たに人権委員会を設ける必要があるのですか。

我が国で起きている様々な人権問題について,より信頼性が高く,実効的な救済を実現するため,政府からの独立性を有する新たな人権救済機関(人権委員会)を設置する必要があります。また,国際的にも,政府からの独立性を有する新たな人権救済機関の設置が要請されています。

→もっと知りたい方はこちら

平成13年5月,人権擁護推進審議会は、我が国において、児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害等を理由とする差別、学校や職場におけるいじめなど、数々の人権問題が起きていることを指摘した上、公権力による人権侵害への対処を含めてより実効的な救済をするためには、政府からの独立性を有する新たな人権救済機関の設置が必要であるとの答申をしました。

答申後10年以上を経た現在においても、上記のような様々な人権問題が起きています(人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、答申のあった平成13年は1万7780件、平成23年は2万2168件となっています。最近の人権侵犯事件の状況については、人権擁護局のホームページの「資料集」を御覧ください。)。

また、現在まで60年以上にわたり、法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権擁護委員)は、あらゆる人権問題についてその救済に取り組んでいますが、その担当部局である人権擁護局は、法務省の内部部局として法務大臣の指揮監督下にあり、また、その活動は、法務省の内規に基づいて行われていることから、制度に対する信頼性の面からも、実効性の面からも、限界があると言われています。そこで、政府からの独立性を有する立場で活動のできる公正中立な機関を設置し、その機関が、法律の定める手続に則って人権救済を行ったり、国内の人権状況を調査・検討したりすることなどが必要だと考えられているのです。

国際的に見ても、各国に国内人権機構が置かれるようになり、平成5年には、国連においても、国内人権機構が拠るべき基準(これは、「パリ原則」と呼ばれています。)が総会において採択されました。我が国は、平成10年に、自由権規約(B規約)委員会から、政府からの独立性を有する国内人権機構の整備について勧告を受け、その後も、今日まで、各種人権条約の委員会等から、同様の勧告等をたびたび受けています(※)。我が国は、例えば、平成20年の国連人権理事会の普遍的定期的レビューにおいてなさ

れた勧告に対しては、パリ原則に沿った国内人権機構の創設に向けた検討を引き続き行っていく旨の回答をするなどしています。

なお、上記の審議会の答申は、このような国際的な状況も踏まえたものです。

このような答申やパリ原則の趣旨を踏まえると、法務省人権擁護局等によって運営されている現在の人権擁護活動について、①明確な根拠法を制定することとともに、②行政権力の担い手である所管大臣から指揮監督を受けない機関、すなわち、政府からの独立性を有する機関を新たに設置し、③この機関に人権擁護活動全般を担わせるものとすることが必要です。

このようなことから、政府からの独立性を有する人権救済機関として、人権委員会を 設けることとしたものです。

(※) 各種人権条約の委員会等による言及(最近のもの)

- ・平成13年(2001年)3月 人種差別撤廃委員会
- ・平成13年(2001年)9月 社会権規約(A規約)委員会
- ·平成15年(2003年)7月 女子差別撤廃委員会
- ・平成16年(2004年)2月 児童の権利委員会
- ・平成19年(2007年)8月 拷問禁止委員会
- ・平成20年(2008年)5月 国連人権理事会(普遍的定期的レビュー)
- ·平成20年(2008年)10月 自由権規約(B規約)委員会
- ・平成21年(2009年)8月 女子差別撤廃委員会
- ·平成22年(2010年)3月 人種差別撤廃委員会
- ・平成22年(2010年)6月 児童の権利委員会

∥Q3 人権委員会が設置されると、何ができるようになるのですか。

人権委員会では、①政府からの独立性を有する立場で、公権力による人権侵害行為を始めとする人権侵害行為について、より実効的な救済を図ること(設置法案第25条ないし第27条等)、②新たに調停・仲裁の制度(設置法案第29条ないし第43条)を取り入れて救済を推進すること、③国内の人権状況等を踏まえ、内閣総理大臣、関係行政機関の長又は国会に対し、意見を提出すること(設置法案第19条)などができるようになります。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会では、公権力による人権侵害行為を始めとするあらゆる人権侵害行為に対して、政府からの独立性を有する立場で、より実効的な救済を図ることができるようになります(設置法案第25条ないし第27条等)。

また,新たに調停・仲裁の制度(設置法案第29条ないし第43条)を取り入れ,私人間の問題についても,当事者双方が納得できる解決を図るのに適した仕組みの下での救済を推進することができるようになります。

さらに,人権委員会では,より広範な機能として,国内の人権状況等を踏まえ,独立

性を有する立場から、内閣総理大臣、関係行政機関の長又は国会に対し、人権委員会の 任務を達成するために必要な事項に関して意見を提出することができるようになります (設置法案第19条)(Q23参照)。

Q4 人権侵害事案は法務省の人権擁護機関でもほとんど解決できており, 新たに人権 委員会を設ける必要はないのではありませんか。

国民から広く信頼され、公権力による人権侵害への対処も含めてより実効的な救済を 実現するには、政府からの独立性を有し、公正中立さが制度的に担保された人権委員会 を設置することが必要です(Q2参照)。

→もっと知りたい方はこちら

現在の法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権擁護委員)においても、あらゆる人権侵害事案について、その調査・救済を適正に行うよう努めています。しかし、人権擁護局は法務省の内部部局であり、その活動も法務省の内規に基づくものであるため、特に公権力による人権侵害への対処について、制度に対する信頼性の面からも、実効性の面からも、限界があると言われています。すなわち、現行制度上は、内規に基づく人権侵犯事件の調査・救済の手続について法務大臣の指揮監督を受ける仕組みとされているため、仮に、法務大臣の指揮監督下にある組織において人権侵害事案が発生した場合、被害者からすれば、同じ法務大臣の指揮監督を受ける法務省の人権擁護機関に期待することは難しいと言われ、また、救済措置の実現についても同じ大臣の一存にかかる仕組みとなることから、実効性に対する信頼にも影響があると指摘されています。国際的にも、我が国は、各種人権条約の委員会等から、政府からの独立性を有する国内人権機構を整備するようたびたび勧告を受けています(Q2参照)。そこで、国民から広く信頼され、より実効性のある人権救済制度を作るため、政府からの独立性を有し、公正中立さが制度的に担保された人権委員会を設け、法律の定める手続に則って救済活動をする仕組みが必要だと考えています(Q2参照)。

Q 5 人権侵害には個別の法律で対処できるのであり、新たに人権委員会を設置する必要はないのではありませんか。

個別の法律による対処には限界があります。国民の利用しやすさという観点からも, 現在の法務省の人権擁護機関と同じように,あらゆる人権問題を取り扱う人権委員会が 必要です。

→もっと知りたい方はこちら

確かに、人権に関する問題について個別の法律による救済制度が設けられている分野 (例えば、児童虐待、高齢者虐待等)もあります。しかし、これらは必ずしも総合的な 人権救済の観点に立っているわけではなく、救済の要件や手法についてもそれぞれの法 律ごとに異なる仕組みが規定されています。また、そもそも個別の法律による救済制度が整備されていない分野(例えば、学校における体罰やいじめ、名誉毀損、プライバシー侵害、障害者や外国人に対するサービス提供の拒否等)もあり、さらに、社会の変化に伴い様々な分野で新たな類型の人権侵害が生じることが考えられますが、法律を制定していては迅速な対応が困難であることを考えれば、全ての問題について個別の法律で対応することには無理があります。このように、個別の法律による対処には限界があります。

ところで、法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権 擁護委員)は、既に60年以上にわたって、あらゆる人権問題を取り扱うとともに、現 在でも、個別の救済機関が存在する場合には、これらの救済機関と連携して、被害者の 意向を踏まえた最も実効的な救済の実現を図っています。

そこで、新たに設置される人権委員会においても同様に、個別の救済機関が存在する場合には、これらの救済機関と連携して、被害者の意向を踏まえた最も実効的な救済の実現を図ることを予定しています(設置法案第20条第2項、第24条第1項第1号、第45条)。このように、これまでの経緯を踏まえ、国民の利用しやすさという観点からも、個別法による救済とともに、あらゆる人権問題を取り扱う人権委員会を新たに設置することが必要だと考えています。

Q6 人権侵害事案は、裁判で解決すればよいのであり、新たに人権委員会を設置する 必要はないのではありませんか。

裁判による解決には様々な制約や限界があることから、すべての人権侵害事案を裁判所で解決するということは、現実的ではありません。人権委員会は、裁判による解決を補完し、簡易・迅速・柔軟な救済を目指すものとして設置されるものです。

→もっと知りたい方はこちら

被害者が、裁判による解決つまり司法的救済を求めることはもちろん可能です。しかし、被害者の中には、自らの人権を守ることが困難な状況にあり、弁護士を手配したり、証拠をそろえて司法的救済を求めることを期待するのが困難な人も含まれています。また、司法的救済は、裁判所が権利義務関係を確定するものであるため、厳格な手続が要求され、その確定までに相当程度の期間や労力を要しますし、解決方法も事後的な金銭賠償や相手方の処罰が中心であり、救済措置が限定されています。

これに対し、人権委員会による救済制度においては、被害者からの申出を受け、比較的短期間のうちに、関係者の事情聴取などの所要の調査を自ら行うことに加えて、解決方法としても、相手方に対して「勧告」等を行うほか、被害者に対して人権委員会が助言などを行う「援助」や当事者間の関係の改善を図る「調整」、当事者の話合いによる解決を促進するための「調停」など、事案の事情に応じた措置をとることができます。

このように、司法的救済を補完するものとして、簡易・迅速・柔軟な救済を可能とする人権委員会を設置することは、人権侵害行為に対する救済をより実効的なものとする ために必要であると考えられます。

【第一章 総則】

37 設置法案が定める「人権侵害行為」とは、どのようなものですか。「人権侵害 行為」の定義は曖昧ではありませんか。(設置法案第2条関係)

「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する行為をいいます(設置法案第2条第1項)。具体的には、憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為がこれに当たります。

→もっと知りたい方はこちら

「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する行為をいい、本法案第2条 第1項は、このような行為が許されないものであることを示しています。

「人権侵害行為」は、人権を「違法に」侵害する行為、すなわち違法行為であり、具体的には、憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為がこれに当たることになります。

人権擁護推進審議会の答申においても、新たな人権救済制度は、司法的救済を補完するものとして位置づけられていることから、救済の対象は司法手続を想定しても違法と評価される行為であることが前提となっています(※)。

なお、「司法手続を想定しても違法と評価される行為」とは、違法判断のものさしが裁判所と同じであることをいい、人権委員会の救済を求めるために、何らかの司法手続が必要になるという意味ではなく、また、裁判で勝訴判決を得られる程度の証拠がなければ人権委員会に申出ができないという意味でもありません。

このように,「人権侵害行為」の意味するところは明確であり,その定義が曖昧ということはありません。

もっとも、ある行為が「人権侵害行為」に当たるかどうかは、具体的な事案での個別判断になりますので、その限界事例を含めて一般的に説明することは性質上難しいものです。しかし、人権委員会では、個別具体的な事案において、調査の結果得られた証拠を基に事実を認定し、それが「人権侵害行為」に当たるか否かを人権に関する法令の規定や判例、学説を踏まえて合議体で判断しますので、判断の客観性を確保し、恣意的な判断は排除することができます(設置法案第14条等参照)。

なお、条約について、憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された 国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めていますので、国内的効力が認められる条約の規定する人権が違法に侵害されたという場合も、国内法令の場合 と同様に、人権委員会の救済手続の対象となります。

(※) 名誉毀損・プライバシー侵害事案については、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」において、関連する法令・裁判例が紹介されていますので、ご参照ください。

Q8 「人権侵害行為」を禁止することは自由な言論の弾圧につながるのではありませんか。(設置法案第2条関係)

そのようなことはありません。

➡もっと知りたい方はこちら

国の機関の活動によって、最も尊重されるべき基本的人権の一つである言論の自由が 侵害され、国民の言論が弾圧されるようなことがあってはならないことは当然です。

ところで、設置法案にいう「人権侵害行為」とは、法令に抵触する違法な行為のことです(Q7参照)。そこで、どのような場合に本来自由であるべき言論が違法な行為に当たることとなるか考えてみますと、言論の内容が名誉毀損や侮辱、プライバシー侵害等他者の人権を侵害するような場合に限られることになります。このような行為は、憲法、民法、刑法等の規定に照らし、現在でも違法とされ、これにより損害が発生すれば、損害賠償責任を負うこととなる行為です。

本法案は、人権に関わる違法行為に限って、それが許されないものであることを明示した上、人権委員会による人権救済手続の対象としています。そして、このような「人権侵害行為」に当たるか否かについて、人権委員会は、人権に関する法令の規定や判例、学説を踏まえ合議体で判断しますので、他人に対する論評等の違法性に関しても、判断の客観性が確保されます(Q30参照)。

したがって、国民の自由な言論を弾圧することにはなりません。

Q9 外国政府を批判したり、外国人参政権への反対意見を述べたりした場合、外国人 がそれを「人権侵害行為」だと申出をすると、人権委員会は「人権侵害行為」だと 認定するのではありませんか。(設置法案第2条関係)

そのようなことはありません。

➡もっと知りたい方はこちら

「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する行為です(Q7参照)。外国政府を批判したり外国人参政権への反対意見を述べたりすることは、「特定の者の人権」を「違法に侵害する」行為には当たりません。

したがって,御指摘のような一般的な発言や意見を取り上げて,人権委員会が「人権 侵害行為」と認定することはありません。

Q10 設置法案第2条第2項の規定に違反する行為(識別情報の摘示)とは、どのよう な行為ですか。その行為を禁止することは、表現活動の自由を不当に取り締まるこ とになったり、表現活動を萎縮させたりすることになりませんか。(設置法案第2

条関係)

本法案第2条第2項の規定は、不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生じさせるおそれが大きい行為について、具体的な要件を定めた上で、これを許されないものとするものです。上記規定に違反する行為(識別情報の摘示)の要件は、限定されており、表現活動の自由を不当に制約したり、表現活動を萎縮させたりするものではありません。

➡もっと知りたい方はこちら

本法案第2条第2項の規定に違反する行為(以下「識別情報の摘示」という。)(※)とは、①人種、社会的身分等についての共通の属性を有する不特定多数の者に対する一定の不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で(目的の限定),②当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を(対象情報の限定),③文書の頒布・掲示その他これらに類する方法により公然と摘示する行為(対象行為の限定)をいい、目的、情報内容、行為の面から、それぞれ要件が置かれています。これらの要件を満たす行為の例として、①就職についての差別的取扱いを助長・誘発する目的を持って、②いわゆる「部落地名総鑑」等と称する書籍類を、③企業に頒布するというような行為が挙げられています。

「識別情報の摘示」は、不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを生じさせるおそれが大きい行為と認められるので、本法案第2条第2項でこれを禁止し、調査・措置の対象としています(設置法案第28条)。

「識別情報の摘示」に当たる行為は、上記のとおり、①目的、②情報内容、③行為のそれぞれの面で限定されているもので、表現活動の自由を不当に制約したり、表現活動を萎縮させたりするものではありません。

(※)「識別情報の摘示」は、「法案の概要」では「差別助長行為」と表示(略称)されていましたが、「差別助長行為」という目的に着目した略称が、差別を助長・誘発する表現行為全般を含むような誤解を招くことから、対象となる行為の面から、「識別情報の摘示」という表示(略称)に改めたものです。なお、「識別情報の摘示」という表示(略称)は、設置法案の条文上用いられている用語ではありません。

【第二章 人権委員会】

Q11 人権委員会を三条委員会とするのはなぜですか。(設置法案第4条関係)

人権委員会を、政府からの独立性を有し、公正中立さが制度的に担保された組織とするためには、国家行政組織法第3条第2項に規定された委員会(いわゆる三条委員会)が最もふさわしいと考えられます。

➡もっと知りたい方はこちら 人権委員会は、政府からの独立性を有し、公正中立さが制度的に担保された組織とす ることが要請されています。これは、人権委員会が、公権力による人権侵害への実効的な対応を求められるほか(設置法案第25条等)、独立の立場から政府に対して意見を提出すること(設置法案第19条)などを役割としているからです。

我が国の国家機関の中で、上記の独立性及び公正中立さを有する機関としては、いわゆる三条委員会(国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会を言います。)があります(※)。

したがって、本法案第4条は、人権委員会を三条委員会として設置することとしています。

人権擁護推進審議会の答申でも,新たな人権救済機関として,同様の委員会が想定されています。

(※) いわゆる三条委員会は、その権限行使について上級機関(例えば、設置される府省の大臣)からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。そのような独立性が認められるのは、何よりも所掌する事務について公正中立に権限を行使できることが重要とされているためです。

Q12 三条委員会では、権限が強すぎるのではありませんか。(設置法案第4条関係)

委員会の権限は、法律がその委員会にどのような権限を与えるのかによって決まるものです。三条委員会であることから、直ちにその権限が強すぎるということにはなりません。そして、本法案に規定する人権委員会の権限は強すぎるものではありません。

→もっと知りたい方はこちら

三条委員会では権限が強すぎるのではないかという御指摘もありますが、委員会の権限は、法律がその委員会にどのような権限を与えるのかによって決まります。したがって、三条委員会であることから、直ちにその権限が強すぎるということにはなりません。

本法案では、人権委員会に必要な調査や措置を行う権限を与える(設置法案第22条,第24条第1項及び第2項等)一方、調査には強制力がなく、措置も法的効果のないものとされているなど、本法案に規定する人権委員会の権限が強すぎるということはありません。

なお、三条委員会には職権行使の独立性が保障されますが、人権委員会の委員長及び委員は、人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備え、公正中立な判断をすることができる人の中から、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命しますから(設置法案第9条第1項)、国民の代表によるコントロールが確保されます。

Q13 人権委員会は、任意の調査しか行わないのに、三条委員会とする必要があるので すか。(設置法案第4条関係)

人権委員会を三条委員会として設置するのは、政府からの独立性を有する組織とする

必要があるからです。このことと,人権委員会が行う調査を任意のものに限ることとは 直接関係がありません。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権救済、人権啓発、政府への意見提出などを行います(設置法案第5条、第19条)が、公権力による人権侵害事案への対応を始めその任務を公正中立な立場から適切に遂行するためには、政府からの独立性を有する機関とすることが必要です。こうした役割を担う組織としては、三条委員会(国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会)が最もふさわしいと考えられることから、人権委員会を三条委員会として設置するものです。このことは、人権委員会が行う調査が任意のものに限られるかどうかによって、変わるものではありません。すなわち、人権委員会が行う調査が任意のものに限られるとしても、公正中立な立場から職務を遂行するためには三条委員会とする必要があります。

このように、三条委員会として設置するかどうかと、その委員会がどのような調査権限を持つかとは、別の問題であり、直接関係はありません。

Q14 人権委員会を三条委員会として設置すると、人権委員会をチェックする機関がなく、人権委員会が恣意的な判断をしたり暴走したりするのを止めることができなくなるのではありませんか。(設置法案第4条関係)

人権委員会も、三権分立の下で、他の行政機関と同様、その権限は立法府が制定する 法律に基づいて与えられ、その範囲で活動する行政機関です。恣意的な判断や暴走をす るような仕組みにはなっていません。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会も、三権分立の下で、他の行政機関と同様、その権限は立法府の制定する 法律により与えられ、活動の範囲も法律によって限られています。人権委員会の委員長 及び委員については、国会の同意の下に、公正中立な判断をすることができる人が任命 されますし(Q20参照)、委員会としての意思決定は合議によって慎重になされます。 加えて、調査の結果とられる措置についても直接国民の権利義務を形成変更するような 性格のものではありませんので、恣意的な判断や「暴走」と言われるような活動を想定 することは困難です。

なお、人権委員会は、所掌事務の処理状況を、毎年、国会に報告することが義務付けられており(設置法案第18条)、この点からも、国民による監視の仕組みが確保されています。

Q15 人権委員会を法務省の外局として設置することとしたのはなぜですか。(設置法案第4条関係)

法務省には、60年以上にわたる人権擁護行政の知識・経験の蓄積があります。これを活用することによって、新制度の速やかな実現と円滑な運営の確保を図ることができると考えられるため、人権委員会を法務省の外局として設置することとしました。

→もっと知りたい方はこちら

本法案第4条は、三条委員会として設置する人権委員会を、法務省に置くものとしています。

法務省は、国民の権利擁護をその任務の一つとし、法務局・地方法務局を窓口として既に60年以上人権擁護行政に携わってきましたので、知識・経験の蓄積がありますし、現在活動している人権擁護委員や各地域の自治体等とのネットワークもあります。これらを活用することによって、新制度への円滑な移行を図ることができると考えられます。そこで、本法案第4条は、人権委員会を法務省の外局として設置し、これら既存の仕組みを活用することとして、新制度の速やかな実現と円滑な運営の確保を目指すこととしています。

なお、法務省は、行刑や入国管理などの権力的な作用に携わる部門があって人権救済機関を設置することは適当ではないとの指摘がされますが、三条委員会は、各省の大臣の指揮監督に服することはなく、独立して職権を行使する機関ですから、法務省に置かれた委員会(※)が、その職権行使について法務大臣から指示を受けることはありません(設置法案第7条にも、人権委員会の委員長及び委員が独立して職権を行うことが明記されています。)。したがって、法務省に人権委員会を置くことが不適切だということにはなりません。

(※) 三条委員会は、政府からの独立性を有する組織ですが、法律上、いずれかの府省に、その外局として設置される仕組みになっています。

Q16 人権委員会の所掌事務である人権啓発とは、具体的にどのようなものですか。公 務員を対象とした研修も含まれるのですか。(設置法案第6条関係)

人権啓発は、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための活動で、研修型、広報型、イベント型等様々な形のものがあり、公務員を対象とした人権研修もこれに含まれます。

→もっと知りたい方はこちら

現在,法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局,法務局及び地方法務局,人権擁護委員)が中心となり,女性,子ども,高齢者,障害のある人等の人権課題について理解を深めてもらうため,研修型の啓発活動(シンポジウム・講演会等の開催,人権教室等の各種研修の実施など),広報型の啓発活動(テレビ・ラジオ等による放送,新聞・広報誌への掲載,インターネット上におけるバナー広告の掲示など),イベント型の啓発活動(研修型,広報型の啓発活動を一体的・総合的に実施する各種イベントの実施・参加な

- ど)等、様々な活動を行っていますが、この中には、公務員を対象とした人権研修も含まれています。人権委員会は、人権啓発を所掌事務の一つとしており(設置法案第6条第2号)、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための様々な啓発活動を行うことになり(※)、人権委員会においても、従来法務省の人権擁護機関が行ってきた活動が行われるものと考えられます。
- (※)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条は、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定めています。

■Q17 人権委員会は、どのような国際協力を行うのですか。(設置法案第6条関係)

人権委員会は、諸外国の国内人権機構への協力などの国際協力を行うことが考えられます。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、国際協力を所掌事務の一つとしています(設置法案第6条第4号)。例えば、国連や諸外国の国内人権機構に職員を派遣し、国内人権機構の活動の在り方等について情報交換を行うなどして連携協力を図ったり、国内人権機構の設立を望む国に職員を派遣してその設立を支援したりするなど、様々な国際協力を行うことが考えられます。

Q18 人権委員会の委員長及び委員を国会(衆議院及び参議院)の同意を得て任命する こととしたのはなぜですか。(設置法案第8条関係)

人権委員会の委員長及び委員は、職責の重要性に鑑み、その資格要件の有無を適切に 判断し、その人選に国民の多様な意見を反映させるため、国会(衆議院及び参議院)の 同意を得て任命することとしたものです。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権救済、人権啓発、政府への意見提出など重要な役割を担うものであり、委員長及び委員の職責は重要です(※)。

このような委員長及び委員の職責の重要性に鑑み、その資格要件の有無の判断を適切に行うとともに、その人選に国民の多様な意見を反映させるため、委員長及び委員は国会(衆議院及び参議院)の同意を得て任命することとしたものです(いわゆる国会同意人事)。

なお,同様の仕組みは,他の三条委員会(公正取引委員会,公害等調整委員会,運 輸安全委員会,公安審査委員会等)においても取り入れられています。 (※) 多様な人権問題がある中、人権委員会の事務を適切に処理し、人権委員会による判断の公正中立さを確保するためには、多様な人材が必要であることから、人権委員会は、委員長及び委員4名の合計5名で組織することとしました。

Q19 人権委員会の委員長や委員に外国人が就任することはないのですか。(設置法案 第8条関係)

人権委員会の委員長及び委員に外国人が就任することはありません。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会の委員長及び委員は、人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備え、公正中立な判断をすることができる人の中から、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされています(設置法案第9条第1項)。

ところで、この人権委員会の委員長及び委員は、日本国籍を有する者であることが前提とされており、外国人が就任することはありません。それは、人権委員会の委員長及び委員は、職務の性質上、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員に当たるからです。そのような公務員については、従来から、日本国籍を有する者に限られることが当然と理解されています(これは、「当然の法理」と呼ばれています。)。

他の法律により設置されている三条委員会においても、その委員長及び委員を日本国籍を有する者に限る旨の規定は置かれていませんが、いずれも同様に当然のことと考えられています。

なお、これまで、国籍要件の議論がされていたのは、人権擁護委員について(Q44 参照)であり、人権委員会の委員長及び委員についてではありません。

Q20 人権委員会の委員長や委員の任命要件が曖昧であり、その時々の政権によって恣意的な人選が行われるのではありませんか。(設置法案第8条関係)

人権委員会の委員長及び委員は、国会の同意を得た上で内閣総理大臣により任命されます(Q18参照)。恣意的な人選が行われることはありません。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会の委員長及び委員については、人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備え、公正中立な判断をすることができる人を、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされています(設置法案第9条第1項、Q18参照)。したがって、候補者が人権委員会の委員長及び委員にふさわしいかどうかについては、国会でも慎重に審議がされることになりますので、その時々の政権によって恣意的な人選が行われることはありません。

Q21 人権委員会の事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととしたのはなぜですか。(設置法案第15条関係)

人権委員会の事務局の事務を処理するに当たっては、高度の法的専門知識が必要となるためです。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、調査によって収集した証拠に基づいて、人権侵害行為に関する事実の 認定を行い、法令を踏まえて違法性の有無等の判断を行うことを任務とし、事務局は、 こうした委員会を補佐する役割を担うこととなります。このような事務局の事務を的確 に処理するに当たっては、高度の法的専門知識が必要となります。

そこで,事務局が的確な事務処理を行うことができるよう,事務局の職員のうちには,弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととしています。

Q22 人権委員会の事務局の事務を法務局・地方法務局に委任することは、人権委員会 の独立性を損なうこととなるのではありませんか。(設置法案第15条関係)

人権委員会の地方における体制を充実させるため、事務局の事務を法務局長及び地方 法務局長に委任することができることとしていますが(設置法案第15条第6項)、それ により、人権委員会の独立性を損なうことはありません。

→もっと知りたい方はこちら

全国各地で発生する人権侵害事案への対応など、人権委員会がその職務を適切に遂行するためには、人権委員会の地方における体制を充実させることが重要です。そこで、本法案第15条第6項は、人権委員会の事務局の事務を法務局長及び地方法務局長に委任することができることとしています。この規定に基づき、人権委員会の事務局の事務のうち、全国各地で行うことが必要なものは、法務局・地方法務局に委任することが予定されています。

しかし、事務局の事務を委任したとしても、法務局・地方法務局は、人権委員会の指揮を受けて必要な調査を行うものであり(設置法案附則第12条、改正法務省設置法第18条第2項)、また、その調査の結果を踏まえて、人権委員会が人権侵害行為の有無の判断等を行うことになりますので(設置法案第24条第2項)、人権委員会の独立性を損なうようなことはありません。

なお、人権委員会の独立性の確保について一層の配慮をするため、全国所要の地に人権委員会直属の事務局職員(現地担当官)を配置し、公務員による人権侵害事案の調査及び法務局・地方法務局の指導監督等の事務を行わせることを予定しています(「法案の概要」第3項)。

Q23 設置法案第19条には,「内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出」が規定 されていますが, どのようなことをするのですか。(設置法案第19条関係)

人権委員会は、広く人権政策全般について意見を提出することができます。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、国内の人権状況等を踏まえ、その任務を達成するために必要な事項に関し、内閣総理大臣等又は国会に対し、意見を提出することができます(設置法案第19条)。

人権委員会の任務は人権救済及び人権啓発であり(設置法案第5条),この任務の達成 に必要な事項は、広く人権政策全般に及び得るものと考えられます。

したがって,人権委員会は,その任務を達成するために必要な事項として,広く人権 政策全般について,内閣総理大臣等又は国会に対し,意見を提出することができます。

そうした意見提出の中で,人権に関する施策について提言を行うこともできることと なります。

このほか、人権委員会は、この法律の適正な運用を図るため、職務遂行の結果を公表することができる(設置法案第17条)一方、その運営が適正であることを明らかにするため、国会に対し所掌事務の処理状況を報告することなどを義務付けられています(設置法案第18条)。

【第三章 人権救済手続】

Q24 人権委員会は、どのような場合に人権相談に応じてくれるのですか。(設置法案 第20条関係)

人権委員会は、人権侵害行為に関し、広く相談に応じます。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権侵害行為に関する各般の問題について相談に応ずる(設置法案第20条第1項)こととされており、人権侵害行為に関するものであれば、特にその範囲に限定はなく、あらゆる問題について、広く相談に応ずることとなります。

なお、人権相談は、人権委員会の事務局事務を取り扱う全国各地の法務局・地方法務局及びその支局(平成24年9月18日現在、全国314か所)を窓口として行われる予定です。

Q25 人権委員会は、どのような場合に人権救済手続を行うのですか。(設置法案第2 1条関係) 人権委員会は、人権侵害行為による被害の申出を受けた場合や、人権侵害行為に関する情報を得た場合に、人権救済手続を開始することになります。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権侵害行為による被害を受け、又は受けるおそれがあるという申出を受け、相当と認めるときに人権救済手続を開始することになります(設置法案第21条第1項、第3項)。どのような場合に「相当と認めるとき」に該当するかについては、人権委員会規則等で規定されることになりますが、被害の申出を受けた場合には、人権委員会がその事案を取り扱うことが相当でないとする特段の事由(例えば、当該事案について既に裁判により判断が示されている等)がない限り、人権救済手続を開始することを予定しています。

また、人権委員会は、被害の申出がない場合であっても、関係行政機関からの通報や、人権侵害行為の目撃者からの情報提供等により、人権侵害行為に関する情報を得て、人権侵害行為による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、人権救済手続を開始することになります(設置法案第21条第4項)。人権委員会が同条項に基づき人権救済手続を開始する場合としては、①公益性や重要性が高い人権問題を含む事案の場合(公務員による重大な人権侵害事案等)、②被害者による適切な申出が期待できず、人権委員会による後見的関与が期待される場合(児童に対する虐待の事案等)等を想定しています。

Q26 人権委員会は、公権力による人権侵害行為のみを取り扱えばよく、私人間の人権侵害行為まで取り扱う必要はないのではありませんか。(設置法案第2条、第2 1条関係)

私人間の人権侵害行為は重要な社会問題であり、人権委員会は、現在の法務省の人権 擁護機関と同様、私人間の人権侵害行為も取り扱う必要があります。

→もっと知りたい方はこちら

人権は、私人間においても尊重されるべきものです。現在、法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局及び地方法務局、人権擁護委員)において私人間の人権侵犯事件を多数取り扱っていること(※)からも明らかなように、公権力によるもののみならず、様々な虐待、差別事案などの私人間の人権侵害行為も重要な社会問題となっており、人権擁護機関の関与が必要とされています。ですから、法務省の人権擁護機関に代わる人権委員会が公権力による人権侵害事案以外取り扱えないとすることは、被害者の救済という観点からは不十分です。

また,人権擁護推進審議会の答申においても,人権救済機関が救済を行うべき人権侵害行為として,公権力による事案とともに,私人間の虐待や差別等の事案が挙げられています。

(※) 私人間における人権侵害事案の概要

現在の法務省の人権擁護機関が1年間に調査を開始した人権侵犯事件数と私人間における人権 侵犯事件数の推移は次のとおり(なお,私人間の人権侵犯事件の具体例は別添のとおり)。

	全事件数	私人間の事件数
平成23年	2万2168件	1万7027件
平成22年	2万1696件	1万6957件
平成21年	2万1218件	1万7706件
平成20年	2万1412件	1万7955件
平成19年	2万1506件	1万7677件

Q27 人権委員会は、どのような調査を行うのですか。令状なしに、家宅捜索をしたり、証拠を差し押さえたりすることができるのですか。また、調査の不協力には、 罰則があるのですか。(設置法案第22条関係)

人権委員会は、関係者から事情を聴いたり、資料を収集したりするなどの調査を行います。しかし、家宅捜索をしたり、証拠の差押えをしたりすることはありません。また、 調査を拒否したとしても罰則等の制裁はありません。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権侵害事案について、関係者から事情を聴いたり、資料を収集したりするなどの調査を行います。これらの調査は、相手方の同意を得て行う任意の調査に限られます(この点、現在の法務省の人権擁護機関による調査と同じです。)。人権委員会が、家宅捜索や差押えをするということはありませんし、人権委員会の調査を拒否したとしても、それによって罰則等の制裁を受けることはありません。

Q28 人権委員会が行う調査は、任意の調査に限られるとされていますが、公務員による人権侵害事案では、行政機関が調査に協力しなくなってしまうのではありませんか。(設置法案第22条関係)

そのようなことはありません。

→もっと知りたい方はこちら

御指摘のとおり、人権委員会が行う調査は、任意の調査に限られます。しかし、本法 案第22条第1項後段において、人権委員会が関係行政機関に対して必要な協力を求め ることができる旨を定めていますので、人権委員会が同規定に基づき関係行政機関に必 要な協力を求めた場合には、その機関は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力す る必要があります。

Q29 人権委員会は、人権侵害行為があったとき、どのような対応を行うのですか。 人権委員会は、人権侵害行為をした人を摘発して処罰するのですか。(設置法案第

2 4 条関係)

人権委員会は、人権侵害行為をした人を処罰する機関ではなく、人権侵害行為をした 人を含め、国民に人権についての理解を深めてもらうための機関です。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、人権が尊重される社会を実現するため、広く国民に人権についての理解を深めてもらうための活動を行う機関であり、人権侵害行為をした人を処罰する機関ではありません。

人権委員会は、人権侵害行為による被害を受けた人の救済活動を行いますが、その活動は、こうした方々を、その状態からより良い方向に導くことを目指して行われるものです。そのため、人権委員会は、被害者に対して助言などを行う「援助」や当事者間の関係の改善を図る「調整」、当事者の話合いによる解決を促進するための「調停」など、事案の事情に応じた措置をとります(なお、司法的な救済が相当と思われる事案については、法テラスや弁護士会を紹介することもあります。)。

また、事実関係に争いがある場合には、必要な調査をし、人権侵害行為があったかどうかを公正中立な立場で判断します。その上で、人権侵害行為があったと認められる場合には、人権侵害行為をしたと認められた人に対して、その行為が人権侵害行為に当たることを伝え、反省を促す「説示」の措置を講じたり、人権侵害行為が継続している場合等には、その改善を求める「勧告」の措置を講じます。これらの措置は、いずれも人権侵害行為をした人に対し、人権についての理解を深め、自発的な対応をとることを求めるためのものであり、それを強制したり、処罰したりするものではありません。

なお、事案によって、所管の行政機関による措置が必要な場合や刑事処分が相当な場合には、「通告」や「告発」により、それぞれの機関の対応を求めることもあります。

Q30 人権委員会は、人権侵害行為があったか否かをどのように判断するのですか。 また、その判断を公正に行うことができるのですか。(設置法案第24条関係)

人権委員会は、事実関係に関する証拠を収集した上で、どのような事実があったと認められるかを検討し、それが人権侵害行為に当たるか否かを法的な観点から判断します。 人権委員会は、このような事実認定及び法的判断を公正中立な立場から行うのにふさわ しい機関として設置されるものです。

➡もっと知りたい方はこちら

人権救済手続の対象となる「人権侵害行為」とは、特定の者の人権を違法に侵害する 行為をいいます。すなわち、憲法の人権規定に抵触する公権力等による人権侵害のほか、 私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とさ れる行為がこれに当たります。

人権委員会が人権侵害行為があったか否かを判断するに当たっては,事実関係に関する証拠を収集した上で,どのような事実があったと認められるかを検討し,さらに,そ

れが人権侵害行為に当たるか否かを法的な観点から判断することになります。また、人権委員会が人権侵害行為を認定して救済措置を講ずるに当たっては、原則として、その行為をしたとされる人の意見を聴く機会を設けなければならないとされています(設置法案第24条第3項)。

人権委員会は、①「人権委員会の所掌事務の遂行につき公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験のある者」のうちから任命された委員長及び委員により構成され(設置法案第9条第1項)、②上記の事実認定や法的判断を含む意思決定に当たっては、委員長及び委員による合議により判断する(設置法案第14条第2項、第3項)とされ、③事務局の職員には弁護士となる資格を有する者を加える(設置法案第15条第4項)とされるなど、事実認定及び法的判断を公正中立な立場から行うのにふさわしい機関として設置されるものです。

Q31 人権委員会は、人権侵害行為による被害の申出をした人の主張だけ聞いて人権 侵害行為か否かの判断を一方的に行うのではないのですか。(設置法案第24条関 係)

人権委員会は、公正かつ中立な機関であり、人権侵害行為による被害の申出をした人の主張だけを聞いて、人権侵害行為か否かの判断を行うものではありません。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、公正かつ中立な判断をする機関です。人権侵害行為があったか否かを 判断するについても、それぞれの事案に応じて、当事者や関係者から事情を聴いたり、 事実関係に関する証拠を収集した上で、どのような事実があったと認められるかを検討 し、さらに、それが人権侵害行為に当たるか否かの判断を法的観点から行うことになり ます。人権委員会は、人権侵害行為を認定して救済措置を講ずるに当たっては、原則と して、その行為をしたとされる人の意見を聴く機会を設けなければならないと法律上も 規定され(設置法案第24条第3項)、被害の申出をした人の主張だけに基づいて一方的 に人権侵害行為があったという判断をすることはありません。

Q32 人権侵害行為があったと認定して勧告等を行ったが、その後、同一の事案について裁判所の判決でその行為は違法ではないとの判断が示されたような場合、人権委員会の判断は、どうなるのですか。(設置法案第24条関係)

裁判所の判断が優先することは当然です。人権委員会が講じた「勧告」や「要請」の 措置の内容と抵触する裁判が確定した場合は、その措置は、その裁判と抵触する範囲で 撤回されたことになります(設置法案第24条第5項)。

➡もっと知りたい方はこちら 裁判所の判断が優先することは、人権委員会の活動が司法的救済の補完として位置付 けられていることからしても、 当然です。

人権委員会が講じた「勧告」や「要請」の措置は、一定の行為を相手方に求める内容を含むことから、本法案では、これらの措置の内容と抵触する裁判が確定した場合は、その措置は、その裁判と抵触する範囲で撤回されたものとするとされています(設置法案第24条第5項)。なお、このような場合には、人権委員会は、その措置が撤回されたことを当事者に通知したり、「勧告」について公表していた場合(設置法案第26条第2項)には、その勧告が撤回されたことを改めて公表するなどの必要な対応をすることになります。

また,「勧告」や「要請」以外の措置についても,これと抵触する裁判が確定した場合には,「勧告」や「要請」の場合に準じて,当事者への通知等,事案に応じて必要な対応をすることを予定しています。

Q33 人権委員会は、公務員による人権侵害行為については、どのような措置を行う ことになるのですか。(設置法案第25条ないし第27条関係)

公務員による人権侵害行為について,人権委員会は,私人による場合と同様の救済措置に加え,所属機関等に対する勧告,公表,資料の閲覧等の措置を講ずることができます。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、調査の結果、公務員による人権侵害行為があったと認める場合、私人による人権侵害行為の場合と同様の救済措置(Q 2 9 参照)に加え、次の①~③の措置を講ずることができます。

- ① 公務員が所属する機関等に対する勧告(設置法案第25条第1項第2号) 人権侵害行為を行った公務員のみでなく、その所属する機関・団体に対しても、 被害の救済・予防のため必要な措置をとることを勧告することができます。
- ② 公表(設置法案第26条第2項) ①の勧告を受けた機関等が,正当な理由がなくその勧告に従った措置をとらなかった場合に,その旨を公表します。
- ③ 資料の閲覧等(設置法案第27条第1項) 勧告をした事案につき、被害者の申請があった場合、人権委員会が保有する資料 の閲覧をさせ、又はその謄本・抄本を交付することができます。
- Q34 人権委員会は、設置法案第2条第2号の規定に違反する行為(識別情報の摘示) については、どのような措置を行うことができるのですか。(設置法案第28条関係)

人権委員会は、「説示」「勧告」「要請」の措置を講ずることができます(設置法案第 28条第2項)。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、「識別情報の摘示」(Q10参照)があったと認める場合には、その行為をした者(例えば、いわゆる「部落地名総鑑」等と称する書籍類を販売した者等)に対し、①その行為が「識別情報の摘示」に該当することを示し、反省を促す「説示」の措置を講じたり、②その行為が引き続き行われている場合等には、その行為をやめることを求める「勧告」の措置を講じたりすることができます(設置法案第28条第2項、第24条第2項第1号、第2号)。

また、「識別情報の摘示」について実効的な措置をとることができる者に対して、対応を求める「要請」の措置(例えば、インターネット上に「識別情報の摘示」に該当する情報が掲載されている場合に、プロバイダ等に対し、その情報の削除を求めること等)を講ずることもできます(設置法案第28条第2項、第24条第2項第5号)。

Q35 人権委員会が調停・仲裁を行うことができることにしたのはなぜですか。どのような場合に調停・仲裁を行うことになるのですか。(設置法案第29条ないし第43条関係)

調停・仲裁は、当事者双方の意向を踏まえた紛争解決方法であり、人権侵害行為に関する事案の解決に資するものと考えられるため、救済措置の一つとして、これらの制度を設けることとしました。

人権侵害事案の当事者は、調停・仲裁の申請をすることができますし、人権委員会が、 職権で調停を開始することもあります。

様々な事案において、調停や仲裁を活用した解決が図られることが期待されます。

→もっと知りたい方はこちら

調停(調停委員会が当事者の間に入って話合いを行い,調停案の提示をするなどして, 当事者間の合意による紛争の解決を図り,成立した合意内容を調停調書にして明確化す ること)や仲裁(仲裁人が,当事者間の合意(仲裁合意)に基づき,仲裁人の判断(仲 裁判断)によって紛争の解決を行うこと)は,当事者双方の意向を踏まえた紛争解決方 法です。調停・仲裁は,人権侵害行為に関する事案の効果的な解決方法と考えられるた め,救済措置の一つとして,これらの制度を設けることとしました。

本法案の調停・仲裁は、事案の種類を問わず、人権侵害行為をめぐるあらゆる事案について利用可能です。

人権委員会は、人権侵害事案の当事者の申請を受けて、調停・仲裁を行うか否かを判断します。求められた調停・仲裁の内容が公序良俗に反するなど調停・仲裁をするのが相当でない場合や、他方の当事者の同意なく仲裁の申請がされた場合には、調停・仲裁は行われないこととなります(設置法案第29条)。

また,人権委員会は,相当と認めるときは,人権救済手続の対象となっている事案について,職権で調停に付することもできます(設置法案第30条)。

Q36 人権調整委員とは何ですか。人権擁護委員とは違うのですか。(設置法案第31 条関係)

人権調整委員は、調停・仲裁を担当する者をいいます。人権擁護委員とは異なります。

➡もっと知りたい方はこちら

人権救済手続における調停・仲裁は、3名の調停委員・仲裁委員で組織される調停委員会・仲裁委員会により行われますが(設置法案第33条,第41条),この調停委員・仲裁委員は、人権調整委員の中から指名されることが予定されています。そのうちの1名は、弁護士となる資格を有する者です。人権調整委員は、公正かつ中立に調停及び仲裁を行うことができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する人材から人権委員会が任命します(設置法案第31条第2項)。

このように,人権調整委員は,人権擁護委員とは異なる役割を担うものです。

【その他人権委員会設置法案関係】

Q37 法務省は、人権委員会を設置することで、組織を拡大させたいだけなのではあり ませんか。現在の法務省人権擁護局はどうなるのですか。

新たな人権救済機関を設置することの必要性についてはQ2で述べたとおりです。法務省の組織を拡大させる目的ではありません。人権委員会が設置されれば、現在の法務省人権擁護局は廃止されます。

→もっと知りたい方はこちら

人権擁護推進審議会の答申において,我が国では,差別,虐待などの人権問題が起きており,公権力による人権侵害行為への対処も含めてより実効的な救済をする必要があり,また,国際的な要請に鑑みても,新たな人権救済機関を設置することが喫緊の課題とされています(Q2参照)。

ところで、本案では、人権委員会を設置することとしていますが、その全国的な組織を全て一から新たに作り上げようというのではありません。人権委員会の事務局については、現在の法務省人権擁護局を廃止して(設置法案附則第9条、第10条)、その予算・人員を活用することを基本とし、その地方組織については、既存の法務局・地方法務局を活用し(設置法案第15条第6項)、人権擁護委員についても、既存の委員及びその組織体を活用することとしています(「基本方針」第5項)。したがって、法務省が組織を拡大させることを目的としているということはありません。

||Q38 法務省の役人が天下りをするために新たな組織を作ろうとしているのではありま||

せんか。

人権委員会の委員長及び委員やその事務局が法務省の天下りポストであるということ はありません。

→もっと知りたい方はこちら

法務省は,人権尊重社会の実現に寄与することを目的としてこの法案を立案しており, 役人が天下りをするために新たな組織を作ろうとしているのではありません。

「天下り」の意味は、必ずしも一義的ではないものの、一般に、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えられますが、①人権委員会の委員長及び委員は、いわゆる国会同意人事により任命される国家公務員であり(設置法案第9条第1項)、特定の府省庁が恣意的にその任命を左右することはできませんし、国会が適任でないと判断した候補者が委員長又は委員になることもありません。また、②人権委員会の事務局の職員は、独立性を有する人権委員会の委員長が任命する国家公務員であり(国家公務員法第55条第1項)、特定の府省庁がその任命に影響を及ぼすことはできません。

このように、人権委員会の委員長及び委員やその事務局が法務省の天下りポストであるということはなく、法務省の役人が天下りをするために新たな組織を作ろうとしているのではありません。

なお,人権擁護委員は,無報酬であり(現行委員法第8条第1項,改正委員法案第6条第1項),再就職の対象となり得る地位とはなりません。

Q39 人権委員会の調査.判断.措置等に不満がある場合には.どうしたらよいですか。

人権侵害に関する紛争については、司法的救済を求めることが可能です。

➡もっと知りたい方はこちら

人権委員会は、調査の結果に基づいて、人権侵害行為の有無の判断や措置の選択をします。しかし、その判断や措置は、公正かつ中立の立場で行うものですから、一方の主張や希望どおりになるとは限りません。したがって、申出をした人も、その相手方とされた人も、人権委員会の判断や措置について不満に思うことがあるかもしれません。

ところで、人権委員会は、人権侵害行為に関する被害について、簡易・迅速・柔軟な救済を目指すものですが、その活動は、司法的な救済を補完するものですので、最終的な紛争解決を司法の場に求めることを否定するものではありません。したがって、当事者は、人権委員会の判断や措置に納得ができない場合には、その紛争について、司法機関である裁判所に訴えを提起(例えば、不法行為に基づく損害賠償請求や、逆に、そのような損害賠償請求権の不存在確認など)するなどの方法により、司法による救済を求めることができます。この場合、人権委員会の判断や措置は、関係者に対して、直接権利義務を形成したり、権利義務の範囲を確定するような性質のものではありませんので、裁判所に司法的救済を求めるについて、何らの支障となるものではありません。

なお、人権委員会による調査、判断、措置等は、当事者や関係者の名誉を傷つけるようなことがないよう慎重に行われますが、仮に、人権委員会の活動によって損害を受けたと考える場合には、そのことについて、裁判所に国家賠償請求の訴えを提起し、判断を求めることができることは言うまでもありません。

Q40 この法案では、かつての法案にあったマスコミ条項の導入が見送られていますが、マスコミを不当に優遇しているのではありませんか。

この法案は、マスコミを優遇するものではありません。マスコミによる人権侵害行為 も一般の国民や他の企業等と同様、調査・措置の対象になります。

→もっと知りたい方はこちら

マスコミについては、社会的影響力が強いため、これに対して人権委員会が強い権限を持つべきだという意見もありますが、これまで、報道機関等による様々な自主的取組がされてきたことや報道の自由の重要性等を考慮し、この法案には、報道機関に関する特別の規定(いわゆるマスコミ条項)を設けていません。しかし、特別の規定を置かないことにより、一般の国民や企業と同じ取扱いになるだけで、マスコミを優遇しようとするものではありません。すなわち、マスコミも、一般の国民や他の企業と同じように、本法案の定める調査や措置の対象となります(設置法案第21条ないし第24条)。

Q41 人権委員会は、5年後に、強大な権限を有する組織に変えられてしまうのでは ありませんか。(設置法案附則第3条関係)

将来の法改正の要否や内容については何も決まっていません。

→もっと知りたい方はこちら

本法案は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めています(設置法案附則第3条)。

しかし、改正の要否や内容については、5年間の運用の実績に基づいて、その時点において検討され、国会で十分に審議されるものであり、現段階では、5年後の法改正の要否や内容については何も決まっていません。

なお、法律施行後一定期間経過した場合の検討や見直しに関する規定が置かれることは、この法案に限られたものではありません。

検討や見直しに関する規定が置かれている最近の立法例として、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)、運輸安全委員会設置法(平成20年法律第26号による改正)などがあります。

【人権擁護委員法一部改正関係】

∥Q42 人権擁護委員法については,どのような点を改正するのですか。

人権擁護委員法については、人権擁護委員に国家公務員法を適用すること、委嘱権者等を法務大臣から人権委員会に変更すること、市町村長の推薦によらない特例委嘱制度を創設することなどの改正を行います。

➡もっと知りたい方はこちら

人権擁護委員法については、人権委員会設置法の制定に伴い、また、人権擁護委員の活動の一層の活性化を図るため、次のような点の改正を行います。

- ① 人権擁護委員に国家公務員法の適用を排除する規定(現行委員法第5条)を削除し、人権擁護委員を(非常勤・無給の)国家公務員と位置づけます(改正委員法案第7条第3項)(Q48,50参照)。
- ② 人権擁護委員の委嘱権者及び指揮監督権者等を法務大臣から人権委員会に変更します(改正委員法案第5条,第12条等)(Q49参照)。
- ③ 専門的な知識経験を有する者に人権擁護委員を委嘱する制度(特例委嘱制度)を 創設します(改正委員法案第5条第6項)(Q47参照)。
- ④ 人権擁護委員の職務に関する規定(現行委員法第11条)を整理するとともに、 人権救済手続における人権擁護委員の権限を定めます(改正委員法案第9条)(Q4 9参照)。
- ⑤ 人権擁護委員の組織体(人権擁護委員協議会,都道府県人権擁護委員連合会及び 全国人権擁護委員連合会のこと。現行委員法第16条)に事務局を置きます(改正 委員法案第14条第4項)。

上記のほか、人権擁護委員法の規定の整備に関する所要の改正を行うこととしています。

Q43 人権擁護委員と人権委員会の委員長及び委員は違うのですか。

違います。人権委員会の委員長及び委員は、人権委員会そのものの構成員です。一方、 人権擁護委員は、人権委員会の委嘱を受け(改正委員法案第12条)、全国の各地におい て人権擁護の活動を行う有識者の人たちです。

→もっと知りたい方はこちら

人権委員会の委員長及び委員は、人権委員会そのものの構成員であり、いわゆる国会 同意人事によって内閣総理大臣に任命され(設置法案第9条第1項)、人権委員会の意思 決定に直接参画します。本法案では、合計5名が任命されることとなります(設置法案 第8条第1項)。

これに対し、人権擁護委員は、現在は法務大臣の委嘱を受けて人権救済や人権啓発等の活動を行う民間の有識者であり、約1万4000人の方が無給で活動しています。本

法案では、人権擁護委員を非常勤の国家公務員と位置づけますが、人権擁護委員は、人権委員会からの委嘱により、その指揮監督を受けて、これまでと同様に無給で活動することとなります(改正委員法案第5条第1項、第6条第1項、第12条)。

Q44 外国人も人権擁護委員になることができるのですか。(改正委員法案第5条関係)

外国人は人権擁護委員になることができません。

➡もっと知りたい方はこちら

現行委員法に定められた人権擁護委員の委嘱の手続は、市町村長が、市町村議会の意見を聴いて候補者を推薦し、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱するというものです(現行委員法第6条第1項、第2項)。その市町村長による推薦の要件として、同法は、その候補者がその市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者であることなどを求めています(現行委員法第6条第3項)。本法案では、委嘱権者を法務大臣から人権委員会に変更しますが(改正委員法案第5条第1項。なお、Q42参照)、「市町村議会の議員の選挙権を有する住民」との要件は改正されませんから、外国人は推薦の対象者とはならず、外国人が人権擁護委員になることはできません。

また、新たに創設される特例委嘱制度においても、「市町村議会の議員の選挙権を有する住民」であることが委嘱の要件となります。

Q45 外国人に地方参政権が付与されることになれば、外国人が人権擁護委員を委嘱 されることになるのですか。(改正委員法案第5条関係)

外国人に地方参政権を付与するか否かの検討過程で、改めて議論される問題です。

→もっと知りたい方はこちら

現在,市町村長は,その市町村議会の議員の選挙権(いわゆる地方参政権)を有する住民の中から人権擁護委員を推薦することとされており(現行委員法第6条第3項),この点は今回の改正でも変更はありません(改正委員法案第5条第3項)。しかし,地方参政権の有無と人権擁護委員の委嘱要件(推薦要件)とは当然に一致するものではありませんので,これらは別個の問題として,外国人に対して地方参政権を付与するかどうかの検討過程で,外国人にも人権擁護委員を委嘱できることとするかどうかが改めて論議されるものです。

Q46 人権擁護委員の資格要件を日本国籍を有する者としないのはなぜですか。(改正 委員法案第5条関係)

現段階においては、現行の規定を改正する必要は認められません。

→もっと知りたい方はこちら

現行委員法は、人権擁護委員の資格要件として「市町村議会の議員の選挙権を有する住民」であることを規定しますが(現行委員法第6条第3項)、公職選挙法第9条第2項、地方自治法第18条によれば、当該資格は日本国籍を有する者のみが有することになります。したがって、現段階では、この資格要件を日本国籍を有する者とする改正を行う必要がないため、今回の法改正では、現行の規定のままとすることとしました。

なお、現行の規定は、人権擁護委員が、市町村の区域に置かれ(現行委員法第3条)、原則としてその区域内で職務を行うこと(現行委員法第10条)や日本国籍を有する者のみが委嘱の対象とされるべきと考えられたことに鑑み、「市町村の議会の議員の選挙権を有する住民」であることを資格要件としたものと思われます。

Q47 法律, 医療, 心理又は教育等の専門的な知識経験を有する適任者について, 例外的に市町村長の推薦した者以外の者からも人権擁護委員を委嘱することができることにするのはなぜですか。(改正委員法案第5条)

専門性を有する人権擁護委員を確保し、人権擁護委員制度のより一層の活性化を図る ためです。

➡もっと知りたい方はこちら

人権擁護推進審議会の追加答申は、人権擁護委員に適任者を確保するための方策として、「人権委員会は適任者に関する情報の提供等を通じて適任者の推薦に協力すべきであるが、専門性を有する委員の確保などの観点からは、市長村長が推薦した者に加え、市長村長の意見も聴きながら、必要に応じて、人権委員会が把握するその他の適任者をも選任することを可能にするための補充的なルートを設けることが適当である。」と指摘しています。

このような指摘に加え、現在においても様々な人権問題が発生していることを踏まえ、人権擁護委員の職務を行うのに必要な専門的な知識経験(例えば、法律、医療、心理、教育等)を有し、特に人権擁護委員として適任であると認める者を人権擁護委員として委嘱することにより、人権擁護委員制度のより一層の活性化を図るため、市長村長の推薦手続を経ることなく(なお、市町村長からの意見聴取は行われます。)人権擁護委員を委嘱できる補充的なルート(いわゆる特例委嘱制度)を定めることとしたものです。

Q48 人権擁護委員について、国家公務員法適用排除規定(現行委員法第5条)を削除し、非常勤の国家公務員と位置付けることとしたのはなぜですか。近時の国家公務員人件費削減の政策に反することになるのではありませんか。(改正委員法案第7条関係)

人権擁護委員を非常勤の国家公務員と位置付けるのは、人権擁護委員に関する法律関

係をより実態に即したものとするためです。また、法改正後も、人権擁護委員は無給であり、近時の国家公務員人件費削減の政策に反することにはなりません。

➡もっと知りたい方はこちら

現行法は、人権擁護委員について、国家公務員法の適用を排除しているため(現行委員法第5条)、人権擁護委員は、同法の適用を受ける国家公務員の身分を有しませんが、その任命権者や従事する事務の内容に鑑み、国家公務員としての実質を有しています。このことは、本法案による改正後も変わりません。しかも、本法案による改正後は、人権救済手続における人権擁護委員の役割が明文上定められるなど(設置法案第22条第2項、第24条第4項、改正委員法案第9条第5号)、人権擁護委員の活動の公務性が一層明確になります。

こうした事情を踏まえ、人権擁護委員に関する法律関係をより実態に即したものとするため、関係規定を改廃し、人権擁護委員を国家公務員として位置づけることとしました。

人権擁護委員は、非常勤の国家公務員となりますので(改正委員法案第7条第3項)、「行政機関の職員の定員に関する法律」に定める定員には含まれず、また、新たな制度においても、現行制度と同様、無給とされますので(改正委員法案第6条第1項)、近時の国家公務員人件費削減の政策に反するものではありません。

Q49 人権擁護委員は、人権救済手続にどのように関与するのですか。何が人権侵害行為に当たるかについて、人権擁護委員が恣意的な判断をすることはありませんか。 (改正委員法案第9条関係)

人権擁護委員は、人権委員会の指揮監督を受け、必要な調査をし、適当な措置(援助及び調整)を講じます。人権擁護委員が人権侵害行為に当たるかどうかの判断を独自にすることはありません。

→もっと知りたい方はこちら

人権擁護委員は、現在も法務大臣の指揮監督を受けて(現行委員法第14条)、法務局・地方法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査処理に関与しています(現行委員法第11条第3号)。

この法案の下においても、人権擁護委員は、人権委員会の指揮監督を受けて(改正委員法案第12条)、必要な調査をし、適当な措置(援助及び調整)を行うこととされており(改正委員法案第9条第5号、設置法案第22条第2項、第24条第4項)、運用上も、現在と同様、法務局・地方法務局の職員と協力して、人権救済手続に関与することが予定されています(設置法案第15条第6項、第22条第2項、第24条第4項)。

人権擁護委員は、人権委員会の指揮監督を受けて人権救済手続に関与することとなりますが、個々の人権擁護委員が人権侵害行為に当たるかどうかの判断を独自にすることはなく(設置法第24条第2項参照)、また、人権侵害行為の認定を前提とする措置を人権擁護委員が自らの判断で行うことはできません(設置法案第24条第4項参照)。

人権侵害行為に当たるかどうかの判断は、人権委員会によってされるもので(設置法第24条第2項参照)、その判断は、法令等を踏まえて、委員会の合議により行われます。

Q50 人権擁護委員に守秘義務はあるのですか。(改正委員法案第10条関係)

人権擁護委員には守秘義務があります(国家公務員法第100条第1項, 罰則は第109条第12号)。

→もっと知りたい方はこちら

本法案による改正により、人権擁護委員は、国家公務員と位置づけられ(改正委員法案第7条第3項)、国家公務員法が適用されることとなりますので、人権擁護委員には、同法の守秘義務の規定(国家公務員法第100条第1項)及びこれに違反した場合の罰則の規定(国家公務員法第109条第12号)が適用されます。

人権擁護委員に関する守秘義務は、これらの規定によって担保することができますので、現行委員法第12条第2項前段の守秘義務(なお、現行法では守秘義務違反に対する罰則はありません。)に関する規定は削除することとしました。

法務省の人権擁護機関が平成19年以降に取り扱った私人間の人権侵犯事件の例

(暴行・虐待事案)

(親の幼児に対する虐待の疑い事案, 平成22年)

幼児が長時間にわたって大声で泣いているとの近隣住民からの通報を受けた事案。

調査の結果,親と幼児(4歳)の関係は良好で,虐待は行われていないことを確認したが,両親が幼児の育児について悩みを抱えていたことから,市役所や児童相談所に情報を提供して育児支援を依頼することにより,見守り体制を構築した。(措置:「援助」)

(夫による妻に対する暴行事案, 平成22年)

聴覚障害のある妻が夫から再三暴力を受けているという申告があった事案。

人権擁護委員が、妻の求めに応じ、夫との関係の調整を試みたが、夫が反省の態度を 示さず、妻は、夫から離れて生活することを希望した。

そこで、法務局が自治体の福祉相談センターに妻の一時保護を要請し、その一方で、 人権擁護委員が妻の避難に適した借家を見つけ、賃貸手続にも協力した。その結果、妻 はその借家に避難することができた。(措置:「援助」)

(実父による娘に対する虐待事案, 平成22年)

中学生が実父から性的虐待を受けているという情報を得た事案。

生徒の安全を第一に考え、直ちに学校及び児童相談所に対して情報提供を行い、児童相談所とともに同生徒との面談を行ったところ、性的虐待の事実が確認された。その結果、同生徒は速やかに児童相談所に保護されるに至った。(措置:「援助」)

(実父による養育放棄事案, 平成19年)

中学生が、学校における「いじめ」を苦に自殺をほのめかすとともに、援助交際をしているとの情報を得た事案。

学校に情報提供するとともに同生徒の現況を聴取したところ、実父は同生徒の養育を放棄していることが認められたので、学校と協議の上、児童相談所に通報し、併せて関係機関ネットワーク会議の開催を申し入れ、同会議で協議した結果、同生徒は児童相談所に保護された。なお、援助交際の相手方は、県青少年保護育成条例違反により警察に検挙された。(措置:「要請」)

(プライバシー関係事案)

(インターネット掲示板におけるプライバシー侵害事案、平成22年)

インターネット上の掲示板に、何者かが被害者自身が書き込んだかのように、その氏 名及び住所地域を特定し、私生活について不実の内容を掲載したという申告があった事 案。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものと認められたことから、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成)に定められた方式に則って行ったところ、対象情報は速やかに削除された。(措置:「要請」)

(学校におけるいじめ関係事案)

(いじめに起因する不登校事案, 平成21年)

私立小学校の児童が同級生から仲間はずれにされるなどのいじめを受けたことにより 不登校の状態となったという申告があった事案。

調査の過程で、児童の母親と学校との間で意思の疎通がうまく図られていないため、 母親が学校に対して強い不信感を抱いていることが認められた。

そこで、学校と母親が話し合う場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、母親は学校側のいじめへの対応に理解を示し、双方の間に良好な関係が構築され、児童の不登校が解消されるに至った。(措置:「調整」)

(セクシュアル・ハラスメント事案)

(会社経営者による従業者に対するセクシュアル・ハラスメント, 平成22年)

女性従業員が会社経営者からセクシュアル・ハラスメントを受けたという申告があった事案。

調査の結果,会社経営者は、健康診断結果を通知するに当たり、同社従業員らが在席する事務室内において、女性従業員の意に反して、他の従業員に知られないよう配慮することなく、同人に関する医師の所見及び身体的特徴を口頭で指摘するなどした事実が認められた。

そこで、会社経営者に対して、当該行為が女性従業員への配慮を欠くものであったことについて説示した。(措置:「説示」)

(差別待遇等に関する事案)

(身体障害を理由とする不当解雇事案, 平成23年)

身体障害を有する被害者が勤務先の会社から障害を理由に不当に解雇されたという申告があった事案。

調査の結果、同社は、身体障害により業務に具体的な支障が生じていないにもかかわらず、被害者が採用面接の際に障害を有していることを告げなかったことを理由として、被害者を解雇した事実が認められた。

そこで、同社の代表取締役に対して、合理的な理由のない本件解雇行為を自戒するとともに、障害者の雇用に関する理解を深め、再発防止に努めるよう勧告した。(措置:「勧告」)

(外国人に対する理容サービス拒否事案, 平成21年)

外国人が理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを 理由に理容サービスの提供を拒否されたという申告があった事案。

調査の結果,理容店の店長は,外国人に対しては一律に理容サービスの提供をしない との方針の下,外国人の利用を拒否したことが認められた。

そこで、店長に対し、外国人であることのみを理由として一律に利用を拒否することには合理性がないことについて説示した。(措置:「説示」)

(色覚障害者に対する不適切な時刻表表示事案, 平成20年)

鉄道会社の時刻表の表示方法について、色覚障害者に配慮していないという申告があった事案。

調査の結果,同社の時刻表は,特急と準急の区別が赤と緑の色のみで行われているなど,色覚障害者にとって判読が困難な部分があることが認められた。

そこで、申告者と同社との間の関係の調整を試みた結果、同社は、専門家から意見を 聴取し、他の鉄道会社との勉強会を開催するなど、時刻表の改善に向けて積極的に取り 組み、申告者との話合いの場において、色覚障害者にも分かりやすい色合いへの変更を 検討することを約束した。(措置:「調整」)

(賤称語を用いた連続差別落書き事案、平成20年)

市内の立て看板等の十数か所に賤称語を用いた差別落書きがされていたという通報があった事案。

調査の結果、同市内に居住する者が、市内の特定の地区を中心とした地域内の立て看板、電柱、道路標識支柱等に不特定多数の者が視認しうる状態で、特定の個人名等と併せて賤称語を用いた落書きを行った事実が認められた。そこで、同人に対して、本件行為の不当性を認識するとともに、同和問題に関する正しい理解と認識を深め、同様の行為を行うことのないよう勧告した。(措置:「勧告」)

(社会福祉施設関係事案)

(民間の無認可介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案,平成21年) 介護施設において,入所者に対する不当な身体拘束が行われている疑いがあるとの情報を得た事案。

調査の結果、同施設において、①一定期間1人又は2人の従業員に入所者らの介護や調理、清掃等施設における日常業務の全部を行わせたため、入所者を約4か月の間、外部から動静を確認できない部屋に閉じ込め、室外から施錠したこと、②月に数回シャワーを浴びる際のほか部屋から出さなかったこと、③施設外に徘徊したり、異物を口に入れたりする入所者を外部から動静を確認できない部屋に入れて閉じ込めたこと、④常時又は断続的に、両手を綿布でベッド柵に縛り付ける身体拘束があったことなどの事実が認められた。

そこで、同施設を運営する法人に対して、入所者の人権に配慮した業務遂行を行うよう従業員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努めるよう勧告した。(措置:「勧告」)

(住居生活の安全関係事案)

(市所有の道路における通行妨害事案, 平成23年)

被害者がその近隣に居住する相手方の自宅前の道路に障害物を設置されるなどして、通行を妨害されているという申告があった事案。

調査の結果、相手方は、自宅前の市所有の道路において、長年にわたり反復継続的にコンクリートブロック等を設置するなどして、近隣住民の通行を妨げている事実が認められた。

そこで、本件道路を管理する市長に対して、道路管理者として、関係法令に基づき所要の措置を講ずるよう通告した。(措置:「通告」)